

YY！ターン支援交通費補助金交付要領

第1 趣旨

この要領は、YY！ターン支援交通費補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）に定めるもののほか、交付金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

第2 用語

この要領で使用する用語は、特に定めのない限り、要綱において使用する用語の例による。

第3 交付の対象

要綱第4条第2項に係る別表第1における会長が定める要件については、下表のとおりとする。

対象となる移住活動の内容	要 件
1 移住に関するツアーやセミナー、フェア、その他のイベント	県民会議、県、市町、関係団体等が実施若しくは後援するもの。
2 暮らし体験、下見等	下記(1)～(3)すべてに該当するもの (1) やまぐち暮らし・しごと支援センター、県、市町等で移住相談の上、それらの案内・指導・助言等の下で実施されるもの。 (2) 県、市町等が移住希望者の移住体験等に供する目的で設置運営する住宅を利用するもの。(当該住宅が設置されていない、若しくは行程上利用が困難な場合を除く。) (3) 移住に直接関係する行程が全行程の過半を占めるもの。
3 就職面接、就農林漁業面接	下記(1)若しくは(2)に該当し、かつ、最終面接であるもの。なお、実家等への滞在が伴う場合、滞在期間は面接日の前後1週間以内とする。 (1) 就職面接 下記①及び②に該当するもの ①やまぐち暮らし・しごと支援センター等を通じて行うもの。 ②面接の実施について、面接先の証明を得ることができるもの。

	<p>(2) 就農林漁業面接</p> <p>下記①及び②に該当するもの</p> <p>① 県、市町、関係団体を通じて行うもの。</p> <p>② 面接の実施について、面接先の証明を得ることができるものの。</p>
--	--

第4 補助金の交付

補助金の交付を受けることができる回数は、1人あたり、1年度につき1回とする。

第5 交付申請書の提出期日

要綱第5条第1項に基づく補助金の交付申請書の提出期日については、補助対象事業の完了から30日を経過した日とする。

第6 交付申請書の添付書類

交付申請書には、次に掲げる書類を添付する。なお、特に指定のない場合は、原本に代えて、写しを添付することができる。

- (1) 申請者及び補助対象者全員の居住地を証するもの（免許証、住民票等）
 - (2) 移住活動の実施を証するもの（別添様式1：実施報告書）※原本
 - (3) 補助の対象となる経費の支出を証するもの（利用日、往復の発着地が記載された領収書等）
 - (4) イベント等の主催者、内容等がわかるもの（パンフレット等）
- ※第3条 交付の対象が「1 移住に関するツアー、セミナー、フェア、その他のイベント」の場合

第7 書類の提出方法

- (1) 書類の提出は、「住んでみいね！ぶちええ山口」県民会議事務局（山口県総合企画部中山間・地域振興課 ☎ 753-8501 山口市滝町1-1）あて郵送等により行うものとする。
- (2) 要綱及びこの要領に特に定めのある場合、若しくは「住んでみいね！ぶちええ山口」県民会議事務局長が特に指示する場合を除き、提出する書類の部数は1部とする。

第8 個人情報の利用

会長は、県民会議の事業の実施に必要な範囲において、補助金の交付に関して取得した補助事業者に係る情報を利用することができる。

第9 その他

要綱及びこの要領に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、「住んでみいね！ぶちええ山口」県民会議事務局長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。